佐賀県告示第 110 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 3 月 22 日から平成 25 年 4 月 22 日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 22 日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	佐賀市南佐賀一丁目 684 番6地先から	平成 25 . 3 . 22
208 号	佐賀市本庄町大字袋字一本柳 277 番 3	
	地先まで	
県道	佐賀市本庄町大字袋字二本杉 403 番 25	<i>II</i>
佐賀川副線	地先から	
	佐賀市南佐賀一丁目1番5地先まで	